

青森県報

第四千八百八十一号

平成二十八年
八月三日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………(同) ……一

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……二

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二

特定行為業務の登録……………(同) ……二

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……三

右 同……………(同) ……四

右 同……………(同) ……四

出先機関

土地改良区の定款変更の認可……………(東青地民局) ……五

土地改良区管理規程廃止の認可……………(同) ……五

収用委員会

収用の裁決手続開始の決定……………(監理課) ……六

正 誤

平成二十八年六月一日号外第五十六号及び平成二十八年六月二十九日号外第六十六号公告中……………(構造政策課) ……六

告 示

青森県告示第五百十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防の種類	介護予防事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
社会福祉法人 三笠苑	平川市館田西 和田一九五	介護予防 認知症対応 生活共同介護	グループホーム 大鱈温泉保養館	南津軽郡大鱈町大字大鱈八の湯野川原	平成 二六・四・一
社会福祉法人 三笠苑	平川市館田西 和田一九五	介護予防 認知症対応 生活共同介護	グループホーム 三笠	平川市館田西 和田二一の	二六・六・一
社会福祉法人 三笠苑	平川市館田西 和田一九五	介護予防 認知症対応 生活共同介護	グループホーム 碓ケ関	平川市碓ケ関 鯨森九〇の一	"

青森県告示第五百十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ

の例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者		名 称	介護予防事業所		指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類		所在地	介護予防事業の種類	
社会福祉法人三笠苑	平川市館田西和田一九五	介護予防認知症対応生活共同介護	グループホーム 養館	南津軽郡大鰐町大字大鰐八の四	介護予防認知症対応生活共同介護	平成 二六・四・一
社会福祉法人三笠苑	平川市館田西和田一九五	介護予防認知症対応生活共同介護	グループホーム 三笠	平川市館田西和田二一の二	介護予防認知症対応生活共同介護	二六・六・一
社会福祉法人三笠苑	平川市館田西和田一九五	介護予防認知症対応生活共同介護	グループホーム 碓ケ関	平川市碓ケ関鯨森九〇の一	介護予防認知症対応生活共同介護	〃

青森県告示第五百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十八年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 所 在 地	指定居宅サービス事業者		名 称	居宅サービス事業を行う事業所		指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類		所在地	事業所	

株式会社ゆう	上北郡七戸町字一道ノ上一八の八	訪問入浴	ゆう訪問入浴	上北郡七戸町字一道ノ上一八の八	平成 二六・六・一
--------	-----------------	------	--------	-----------------	-----------

青森県告示第五百二十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十八年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 所 在 地	指定介護予防サービス事業者		名 称	介護予防事業所		指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防事業の種類		所在地	介護予防事業の種類	
株式会社ゆう	上北郡七戸町字一道ノ上一八の八	介護予防訪問入浴	ゆう訪問入浴	上北郡七戸町字一道ノ上一八の八	平成 二六・六・一	

青森県告示第五百二十二号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同法第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十八年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇二〇〇一 一五〇	登録年月日	平成 二六・七・一	氏名又は名称	社会福祉士 法人 社会福祉協議会	住所	下北郡大間町大字大間一六の寺	事業名称	下北郡大間町大字大間二〇の七八	業務開始年月日	平成 二六・七・一	備考	通所介護
------	--------------	-------	-----------	--------	------------------------	----	----------------	------	-----------------	---------	-----------	----	------

一五〇二〇〇一	〃	〃	〃	〃
一五〇二〇〇一	〃	〃	〃	〃
津軽保健生活協同組合	仁療会 医療法人	社会福祉法人素心社	八戸医療生活協同組合	社会福祉法人大間町協栄会
弘前市大田二丁目二番五号	八戸市大田二丁目二番五号	三戸郡古館一丁目一〇番五号	八戸市南一丁目七番の二	下北郡大間町大字大寺
虹七生介護センター	ヘルパーステーション	特別養護老人ホーム素心苑	生活協同組合	ホープセム
弘前市大田二丁目二番五号	上北郡おいらせ町五崎一丁目二番五号	三戸郡古館一丁目一〇番五号	八戸市大字冷水二丁目一〇番	下北郡大間町大字大間七〇番
平成二七・七	〃	平成二七・八	〃	〃
短期入所生活介護	訪問介護	地域密着型介護施設 入所者生活介護	訪問介護	訪問介護

公 告

大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年八月三日

大規模小売店舗の名称及び所在地

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	変更年月日
-----	-----	-------

（仮称）ツルハドラッグ五所川原本町店 五所川原市字本町二五の二外	ツルハドラッグ五所川原本町店 五所川原市字本町二五の二外	平成二七・七
-------------------------------------	---------------------------------	--------

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
NTTファイナンス株式会社 東京都港区芝浦一丁目二番一 代表取締役 前田幸一	NTTファイナンス株式会社 東京都港区港南一丁目二番七〇 代表取締役 坂井義清	平成二七・五 （住所） （代表者） の氏名

三 届出年月日
平成二十八年七月六日

四 届出書の縦覧

- 1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所
- 2 期間
平成二十八年八月三日から同年十二月三日まで
- 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで

五 意見書の提出
ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成二十八年十二月三日
- 2 提出先
青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース青柳店
青森市青柳二丁目九の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
NTTファイナンス株式会社 東京都港区芝浦一丁目二の一 代表取締役 前田幸一	NTTファイナンス株式会社 東京都港区港南一丁目二の七〇 代表取締役 坂井義清	平成 二六・五 六 (住所) 二六・六 七 (代表者 の氏名)

三 届出年月日

平成二十八年七月六日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十八年八月三日から同年十二月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年十二月三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三沢堀口ショッピングセンター
三沢市大字三沢字堀口九四の四五九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
JA三井リース株式会社 東京都中央区銀座八丁目一三の一 代表取締役 中山和夫	JA三井リース株式会社 東京都中央区銀座八丁目一三の一 代表取締役 古谷周二	平成 二六・六 元

株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更なし
--	------

三 届出年月日

平成二十八年七月二十二日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所

2 期間

平成二十八年八月三日から同年十二月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年十二月三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、蓬田

村土地改良区の定款の変更を平成二十八年七月十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十八年八月三日

東青地域県民局長 石 川 浩 明

土地改良区の管理規程廃止の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、蓬田村土地改良区の坂元頭首工の管理規程の廃止を平成二十八年七月十九日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十八年八月三日

東青地域県民局長 石 川 浩 明

管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正取水水位によりかんがい取水を行い、毎年四月下旬から九月上旬までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要なかんがい用水を放流するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するため必要な機械及び器具並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡、情報の収集を密接に行い頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

収 用 委 員 会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十八年八月三日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 起業者の名称
青森県
- 二 事業の種類
弘前広域都市計画道路事業三・三・三号下白銀町福田線
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表1のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所
別表2のとおり
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成二十八年七月二十五日

別表 1 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地 番	地 目		地 積 (㎡)	収用しようとし、明渡しを求めたる土地の面積 (㎡)
		公簿	現況		
青森県弘前市 大字高崎二丁目	6番11	畑	宅地	52 60.18	19.77

別表 2 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
土地所有者不明 ただし、登記記録の表題部所有者	登記記録の表題部住所 弘前市大字土手町30番戸 及び除籍謄本で判明した最終の住所

松山勝太郎

東津軽郡青森町大字寺町120番戸

正

誤

構 造 政 策 課

発行年月日 発行番号	区 分	ページ	段 行	誤	正
平成六・六一 号外第五六号	公 告	一	下 表 中	農事組合法人 金星水稻生産 組合	農事組合法人 金星水稻生産 組合
平成六・六元 号外第六六号	公 告	一	下 表 中	農事組合法人 金星水稻生産 組合	農事組合法人 金星水稻生産 組合

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二円十五円四十四銭